

平成 26 年 2 月 14 日

## 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会発言要旨

公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子

### ○取り調べの録音・録画制度の枠組み

これまでの作業分科会や部会における議論では、捜査機関を監視するという観点からの意見が多かったことを懸念している。

録音・録画は取り調べの機能を損ない、事案の解明を害し、被害者等の名誉・尊厳やプライバシーが守られなくなる。被害者が一生平穏な生活が取り戻せなくなるこのような制度はどう受け入れることはできない。

録音・録画の問題点が明確に記述されている現場の声を紹介させていただく。

“取り調べでは、様々な会話がなされる。検事や警察官は、被疑者の心を開かせるために、敢えて、被害者の悪口を言ったり、『俺もお前の立場だったら同じ事をしたかもしれないな』などと語りかけることもある。また、被疑者が被害者の悪口を語りまくった場合には、頷きながら、その話を聞くといったことも当たり前のように行われている。

なぜなら、被疑者がどんなに凶悪な事件を行った者であろうとも、その者が話す気持ちになってくれなければ真相に迫ることができないから。嘘か本当かはともかく、被疑者に話をしてもらうために、検事や警察官が上記のようなふるまいをするのはごく自然なこと。私も検事だったころは、そうしてきた。これは、殺人、交通犯罪、性犯罪など犯罪の種類にかかわらず、被害者のいる犯罪の場合は同じ。性犯罪の場合には、とても人前で言えないような会話（表現が露骨だったり、放送禁止用語が多用されたり、時には被害女性の性的な魅力に言及するなどといったことすらある）もする。

被害者がこのような取り調べ状況を見てしまったら、ショックのあまり、検事や警察官に対する嫌悪の情がわき上がってしまいそれを払拭することはできなくなると思う。また、これが被害回復の妨げになることは間違いなく、2次被害どころの話ではない。勿論、取り調べの必要上、そのような言動に及んだのであり、被害者を侮辱する意図はなかったなど丁寧に説明したとしても、（その説明がどんなに正しくても）被害者の理解を得ることは難しい。

同じようなことは、被告人質問や法廷でのやり取りなどでもおきないとは限らないが、法廷では、誰でも言葉を選ぶし、生々しい取り調べ状況に直面するのは、被害者の受ける精神的動揺の度合いが全く違う。

逆に、上記のような弊害をおそれて、言葉を選んで取り調べを行えば、被疑者もそれに対応して、形式的な無味乾燥な供述しかせず、真相に迫ることは難しくなる。録画されていることが分かっている状態での会話である以上、それもまたやむを得ないと思う。

可視化が進むと、むしろ、ビデオを意識して、通り一遍の追求とそれに対する供述だけになってしまい、真相が見えないままに終わることが多くなり、そのことによって、被害者やご遺族が真相に迫るチャンスを失ってしまうのではないかと思う。その結果、被害者のための制度が整備されたにも関わらず、被害者が、再び刑事司法から疎外される時代に戻ってしまう危険がある。”

上記の現状からも、第1案では真相解明に支障が生じる場面を例外とすることは困難であるため、第2案のような捜査官の判断を尊重することができ、真相解明に支障が生じないような制度とするべきである。

また、被害者の名誉やプライバシー、心情が害される場合は録音・録画の例外としなければならない。第1案では、そのような場合が例外として規定されていないが、このような場合も是非例外とすべきである。作業分科会では証拠開示の制限や証拠調べの方法により配慮できる、という意見もあったようだが、被害者等にとっては記録に残されていること自体が精神的な苦痛と不安で一生涯平穏な生活を取り戻すことができない。

被害者の精神的被害からの回復にも視点を置き例外とするべきである。そうでなければ被害者は被害申告を躊躇することになり、結果として犯罪者が野放しになり、更なる被害者を生むことにつながってしまう。

### ○取り調べの録音・録画の対象事件

取り調べによる真相解明機能が損なわれないよう、限定的な範囲にすべきである。身柄拘束との関係についても身柄拘束中の取り調べに限定すべきである。

また、参考人に対する録音については、被害者等を更に傷つけ一般市民へ心理的負担を掛けるため捜査協力を敬遠され、事件の解明が困難になると懸念する。そのため、参考人取り調べに録音を義務付けることには反対である。